

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

知多市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、愛知用水の通水や土地改良事業により、農業規模が拡大し、生産性の向上と農業経営の効率化が進んだ。現在は、都市近郊地帯としての立地条件を活かし、花き、野菜及び稲作など多種多様な農業が行われている。

しかしながら、農業者の高齢化及び後継者不足等により、優良農地の減少や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、優良農地の保全と活用を図るため、後継者の育成、新規就農者の確保を努めるとともに、農業用水路や農道等の保全・補修に係る農業者の負担を軽減し、担い手に必要な環境を整備する必要がある。

また、生物多様性の保全や環境保全に対する住民意識の高まりを活かし、多面的機能を持つ農業の重要性について広く啓発し、環境保全活動の促進や、環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|-----------|---------------------------------------|
| 知多市全域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。